

日本経済の更なる成長に向けて
(2019年11月18日 関西大会政策提言)

一般社団法人日本産業機械工業会

わが国経済は緩やかな回復が続くものの、IT 関連の需要の調整や中国経済の減速などで、輸出や生産の減少傾向が続いており、民間設備投資についても勢いが弱まりつつあるなど、先行き不透明感が増している。

他方で、米中貿易摩擦やブレグジットの影響、中東情勢の不安定化、日韓関係、北朝鮮問題など、国際情勢は混迷を深めており、世界経済の減速懸念が強まっている。

こうした中、令和の新たな時代を迎えた日本経済が更なる成長を実現していくためには、TPP11 や日欧 EPA といった経済連携を更に推進するなど、わが国のみならず、世界経済の持続的な成長に向け、自由貿易圏の拡大とグローバルな経済活動の促進に貢献していく必要がある。

また、わが国産業の生産性と付加価値の向上を促進するため、デジタル技術や先端設備の導入を支援する各種施策の更なる強化が求められる。

更に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック、2025 年大阪・関西万博といった国家的イベントの成功に向けて、引き続き国を挙げて取り組むと共に、これらを地域経済の活性化に結びつけていくことが重要である。

我々産業機械業界は、わが国産業の更なる発展と共に、自身も新たなイノベーションを生み出しグローバルに発展していくため、第 4 次産業革命と「ものづくり」の融合により高付加価値を追求するなど、総合ソリューションを提供する高度機械産業として、時代の変化に対応した自己改革を実行していく。

同時に、わが国の強みであるエネルギー・環境保全分野に関する技術やサービスに更に磨きをかけ、関連産業と連携しながら、新たな市場を創造し、地球環境保全と日本経済の成長に引き続き貢献することが重要と考える。

こうした認識のもと、当工業会は政策当局に対し以下の政策を提言する。

1. 日本経済の更なる成長に向けた施策

- (1) 世界的な通商を巡る緊張の高まりは、わが国の成長にも影響を及ぼしている。日本経済はもとより、世界経済の持続的な成長に向け、わが国は自由貿易の旗を高く掲げ、自由で公正な経済圏を世界へと広げていくために、保護主義的な通商政策に立ち向かうこと。
- (2) 日本経済が更なる成長を実現していくためには、企業の生産性と付加価値を向上させ、成長力を底上げしていくことが重要であり、デジタル技術や先端設備の導入を支援する各種施策の更なる拡充を図ること。
- (3) 成長戦略、構造改革、規制緩和の更なる推進により、民間の活力を最大限に引き出した経済の好循環を安定かつ着実に拡大していくこと。
- (4) 激甚化する自然災害を見据えた防災・減災・国土強靱化のための緊急対策や、老朽化した社会インフラの効率的な維持・管理手法の実現などへの取り組みを進めること。また、企業の BCP 対策に伴う設備投資への税制優遇措置等の支援策を拡充すること。
- (5) 間近に迫った 2020 年東京オリンピック・パラリンピックや、2025 年の大阪・関西万博等の国家的イベントを、産業社会の未来を支える日本の優れた製品・ソリューションを海外へアピールする場として活用するなど、地域経済の活性化や産業界の発展につなげること。
- (6) 為替の急変動を回避しつつ適正な水準を実現するため、各種施策を機動的・戦略的に展開すること。

2. 製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) わが国製造業の技術力の更なる強化や生産性の向上に向け、研究開発税制の堅持・拡充、新たな設備投資促進税制の創設等に、優先的に取り組むこと。また、製造現場への ICT 技術の導入やスマート工場化を促進する各種施策を一層充実させること。
- (2) 将来の「ものづくり」を支える人材、グローバル人材、デジタル人材等の教育・育成プログラムへの支援強化、次世代を担う企業の若手研究者への支援制度の充実、女性・高齢者の雇用環境の整備、外国人材の活用拡大等、各種施策を総合的に進めること。

- (3) 産業機械業界のイノベーション創出や新規事業開発を加速し、様々な産業の自動化・省力化・効率化に貢献すると共に、社会インフラ整備等を通じた人々の暮らしの最適化に繋げていくため、スタートアップ企業との連携強化や異業種間の協業等を支援する各種施策の更なる充実を図ること。
- (4) 世界の製造業をリードしていくための国際標準化・規格化づくりを強化していくこと。
- (5) 地域経済の核となる中堅・中小製造業の競争力をより強化するため、国際的な事業活動や、知的財産の活用等を支援する各種施策を一層充実させること。また、事業継承・再編・統合等による新陳代謝の促進や事業環境の整備に取り組むこと。

3. 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) 日本企業の海外事業活動を円滑に進めていくため、RCEP や日中韓 FTA の早期かつ高いレベルでの実現を目指すこと。併せて、中小企業や地域経済が TPP11 や日欧 EPA を積極的に活用し、新たな成長へ繋げていくための取り組みを一層強化すること。
- (2) 「インフラシステム輸出戦略」における 2020 年インフラシステム受注約 30 兆円の目標達成に向けて、第三国連携による市場アクセス強化や経営参画、わが国の技術・知見を活用した成長分野の海外展開の促進、ソフトインフラ分野への取組、ODA・JICA・JBIC・NEXI 等による支援等の各種施策をより強化すること。また、日本企業の優れた技術の活用を促進するため、円借款に関する調達制度等の改善を図ること。
- (3) 租税条約の締結国の拡大や既締結条約の高水準な内容への改定、非関税障壁の撤廃、知的財産保護、データローカライゼーション規制の撤廃等に関する協議を推進すると共に、模倣品対策及び技術流出対策の強化等を図ること。

4. エネルギー・環境保全、安全管理に関する施策

- (1) 低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの安定電源化や、そのための送電網の整備、安全性確保を大前提とした原子力発電の継続使用等を含め、「安定供給、経済効率性、環境適合、安全性 (3E+S)」を考慮した最適なエネルギーミックスの実現に向けた取組を加速すること。
- (2) 再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器等の普及・促進、革新的省エネルギー技術や蓄電池技術の開発支援、工場等の未利用エネルギーの有効利用等に伴う規制緩和等、総合的かつ戦略的に各種施策を実行すること。また、水素、バイオマス、風力、地熱、地下水熱・地中熱、海洋資源等の開発・利用等を強力に推進すること。
- (3) わが国が国内での排出削減のみならず、地球規模での温室効果ガス削減に積極的に貢献していくため、二国間クレジットの推進に加え、ODA や JBIC 等による支援を拡充させる等、SDGs 強化の流れも踏まえ、日本企業の優れた環境技術を活かした国際的な貢献を更に強化すること。
- (4) 環境保全と経済成長の好循環を図るためにも、炭素税の導入・拡大といった地球温暖化対策のための税負担の拡大及びその具体化に向けた議論に反対する。
- (5) G20 大阪サミットの首脳宣言に盛り込まれたプラごみによる海洋汚染の解決に向け、廃プラスチックの熱エネルギー回収や、マイクロプラスチック代替素材等、日本企業の持つ優れた製品・技術を世界に広めると共に、地球規模での発生源対策を推進すること。
- (6) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準に基づく設計指針及び現場安全管理標準等の制定を推進すると共に、機械安全標準の普及に努めること。また、老朽化した生産設備の新陳代謝、事故予防・保守への AI 活用、事故リスクを低減する機械装置・リモートメンテナンスシステムの導入等、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。